

関係人口に関する要件との適合について

鯖江市U・Iターン移住就職等支援事業（東京圏型）における移住支援金交付要綱第3条（3）「関係人口に関する要件」については、下記（1）に掲げる関係人口拡大を目的とした事業のいずれかの参加者・利用者であって、（2）および（3）に該当する者とする。

（1）関係人口拡大を目的とした事業

【鯖江市】

| 事業名 | 事業内容 |
|----------------------------|---|
| ①河和田アートキャンプ活動支援事業 | 県内外の学生たちが、河和田地区内の豊かな地域資源である地場産業や自然環境を活用したアートの事業を展開することで、河和田地区の活性化を図ることを目的とした事業 |
| ②鯖江“育職住”プロジェクト | 企業の魅力をウェブサイトで公開するとともに、ものづくりに興味のある都市部在住の若者に鯖江市の働きやすさや住みよさを実感してもらう「鯖江“育職住”ツアー」を実施する事業 |
| ③若者による地域活性化推進事業 | 全国の学生等による若者目線でのアイデアを生かしたまちづくり提案を行う「地域活性化プランコンテスト」を開催し、具現化を検討することで地域活性化につなげる事業 |
| ④鳥獣害対策ツーリズム事業 | 山際で鳥獣害対策に取り組む集落が、鳥獣害対策に関心がある学生・外部団体を受け入れて行う活動 |
| ⑤職人塾事業 | 伝統的工芸品産業の後継者養成を目的とした、基礎知識や技能習得のための実習と商品開発に必要なデザイン等の座学研修 |
| ⑥その他鯖江市が関係人口拡大を目的として実施する事業 | 上記①から⑤のほか、鯖江市が関係人口拡大を目的とした事業として別途定める事業 |

【福井県】

| 事業名 | 事業内容 |
|-----------------|---|
| ①若者・子育てIターン応援事業 | 都市部の若者や子育て世帯をターゲットに、地域の「しごと」、「住まい」、「定着支援」をセットにした移住応援パックを開発し、都市部に向けて発信するとともに、移住体験ツアー等を実施 |
| ②「産地合説」開催事業 | 伝統工芸や地場産業に関心のある県外の学生・若者を対象に、仕事の体験、職人・技術者や地元住民との交流などを通じて産地の魅力を発信 |
| ③ワーケーション推進事業 | 県・市町・観光事業者等が一体となり、パッケージモデルの開発や受入環境整備等を促進し、都市部からのワーケーション受け入れを推進 |

| | |
|--------------------------|--|
| ④移住サポート推進事業 | 移住者等によるU I ターン、関係人口拡大につながる活動を促進するとともに、移住の下見等に伴う移動費の一部を助成 |
| ⑤U I ターン人材開拓事業 | 人材開拓員による人材掘り起こし、就職フェアや移住セミナー等への参加 |
| ⑥地域おこし協力隊レベルアップ事業 | 地域活動に関心がある若者向けに「ふくい地おこアカデミー」の開催など |
| ⑦その他県が関係人口拡大を目的として実施する事業 | 上記①から⑥のほか、県が関係人口拡大を目的とした事業として、別途定める事業 |

(2) 「鯖江市を訪問したことがある者」に該当すること

令和3年4月1日以降、鯖江市を訪問し、移住に向けた現地活動等を行った者とする。

(3) 「企業等から雇用されている者、または自活できる程度の収入のある事業を営む者」に該当すること

「就業者」とは、企業等から雇用される者、自ら事業を営む者（自営業者）のいずれでもよく、業種を問わない（農林水産業、伝統工芸職への就業も可）。また、就業地は鯖江市であるか否かを問わない。ただし、雇用される者にあつては、週20時間以上の無期雇用契約である必要があり、自営業者にあつては、自活できる程度の収入のある事業を営んでいること（または、今後自活できる程度の収入を得ることが見込まれること）。

※以下の書類を添付すること

【雇用されている場合】 就業証明書等（在勤地、在勤期間および雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）

【起業・自営業の場合】 開業届出済証明書等（起業の実態が確認できるもの）